

○富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例施行規則

平成22年12月17日

富士宮市規則第85号

富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例施行規則（平成2年富士宮市規則第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例（平成22年富士宮市条例第105号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（捕獲等の禁止の適用除外）

第2条 条例第8条第1項第2号の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1） 市内の生息地又は生育地において繁殖を目的とする場合
- （2） 特定希少野生動植物の個体の生息状況又は生育状況の調査を目的とする場合
- （3） 前2号に掲げるもののほか、特定希少野生動植物の保護に資すると認められる場合
（特定希少野生動植物捕獲等の許可申請）

第3条 条例第8条第2項の許可の申請は、特定希少野生動植物捕獲等許可申請書（第1号様式）によるものとする。

（捕獲等の許可通知）

第4条 条例第8条第4項の規定による通知は、特定希少野生動植物捕獲等許可通知書（第2号様式）又は特定希少野生動植物捕獲等不許可通知書（第3号様式）によるものとする。

（自然環境保全地区の指定案の公告）

第5条 条例第9条第3項の規定による自然環境保全地区を指定しようとする旨の公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- （1） 自然環境保全地区の名称
- （2） 自然環境保全地区の指定の区域
- （3） 自然環境保全地区に係る特定希少野生動植物
- （4） 縦覧場所
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（自然環境保全地区における行為の許可申請書）

第6条 条例第10条第2項の許可の申請は、自然環境保全地区行為許可申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- （1） 行為を行う場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び天然色写真

(2) 行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図

(3) 行為終了後における行為を行った場所及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした図面

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する書類
(自然環境保全地区における行為の許可通知)

第7条 条例第10条第5項の規定による通知は、自然環境保全地区行為許可通知書（第5号様式）又は自然環境保全地区行為不許可通知書（第6号様式）によるものとする。

(自然環境保全地区内における非常災害の応急措置として行った行為の届出)

第8条 条例第10条第7項の規定による届出は、自然環境保全地区内非常災害応急措置届出書（第7号様式）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 行為を行った場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び天然色写真

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が指定する書類
(許可の取消し)

第9条 条例第11条の規定による許可の取消しは、特定希少野生動植物捕獲等許可取消通知書（第8号様式）又は自然環境保全地区行為許可取消通知書（第9号様式）によるものとする。

(特定希少野生動植物及び自然環境保全地区の指定標識の設置)

第10条 市長は、特定希少野生動植物及び自然環境保全地区を指定したときは、標識を設置することができる。

2 前項の標識は、特定希少野生動植物指定標識（第10号様式）及び自然環境保全地区指定標識（第11号様式）により公衆の見やすい場所に設置することができる。

(立入調査の身分証明書)

第11条 条例第13条第3項及び第14条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第12号様式）とする。

(自然環境保全活動団体の承認)

第12条 条例第15条第2項の申請書は、自然環境保全活動団体承認申請書（第13号様式）とする。

2 条例第15条第5項の承認通知書は、自然環境保全活動団体承認通知書（第14号様式）とする。

(保存指定基準)

第13条 条例第16条第1項各号の保存指定（以下「保存指定」という。）は、次の基準によるものとする。

(1) 条例第16条第1項第1号の保存指定対象物については、次のいずれかに該当し、健全であること。

ア 1.3メートルの高さにおける幹の周囲が3メートル以上であること。

イ 1.3メートルの高さにおいて、幹が複数に分かれている場合は、個々の幹の周囲の合計が3メートル以上であり、そのうちの主幹の周囲が2メートル以上であること。

ウ 亜高木及び低木については、樹齢300年以上と推定されること。

(2) 条例第16条第1項第2号の保存指定対象物については、前号のいずれかに該当する樹木及びこれに準ずる樹木が複数成育していること。

(3) 条例第16条第1項第3号の保存指定対象物については、次のいずれにも該当すること。

ア その湧水が年間を通じて枯渇しないこと。

イ その湧水が、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表2生活環境の保全に関する環境基準1河川(1)河川（湖沼を除く。）の表に規定する水域類型AAの基準値を満たしていること。

ウ 湧水池及びその周囲が自然に近い状態であること。

2 市長は、保存指定対象物が前項各号の保存指定基準に該当しない場合であっても、自然環境保全上特に必要と認められるものは、保存指定をすることができる。

（保存指定の同意及び決定通知等）

第14条 条例第16条第3項の同意は、保存指定同意書（第15号様式）によるものとする。

2 条例第16条第4項の規定による通知は、保存指定決定通知書（第16号様式）により行うものとする。

（保存指定標識の設置）

第15条 市長は、保存指定をしたときは、標識を設置することができる。

2 前項の標識は、保存指定標識（第17号様式）により公衆の見やすい場所に設置するものとする。

（保存指定台帳）

第16条 市長は、保存指定をしたときは、台帳を作成し、これを保管するものとする。

2 前項の台帳は、保存指定調書（第18号様式）、保存指定番号を記載した位置図及び写真をもって調製するものとする。

(保存指定に関する届出)

第17条 条例第16条第6項の規定による届出は、保存指定に関する届出書（第19号様式）によるものとする。

(保存指定の解除)

第18条 条例第16条第9項の規定による通知は、保存指定解除通知書（第20号様式）によるものとする。

(地下水採取の届出)

第19条 条例第17条第1項の規定による届出は、地下水採取届出書（第21号様式）及び地下水使用計画書（第22号様式）によるものとする。

2 条例第17条第1項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 届出者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事業所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- (2) 地下水採取の理由
- (3) 地下水を使用する事業所等の所在地及び名称
- (4) 揚水設備の設置場所及び揚水設備等の構造
- (5) 地下水の計画採取量及びその用途
- (6) 揚水設備設置工事の着手及び揚水設備使用開始の予定年月日
- (7) 地下水使用計画

3 条例第17条第2項による届出は、地下水採取変更届出書（第23号様式）により行うものとする。

4 条例第17条第1項ただし書の規則で定める揚水設備は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害等の発生により応急措置として設置する揚水設備
- (2) 法令に基づく許可を得て設置する揚水設備

5 前項第1号の揚水設備を設置する者は、その工事に着手した後、遅滞なく市長にその旨を報告しなければならない。

(地下水採取の届出事項の確認)

第20条 市長は、前条第1項の届出書を受理したときは、現地において地下水採取の届出事項を確認するものとする。

(自然環境保全活動団体助成金)

第21条 市長は、条例第18条の規定により、自然環境保全活動団体に対し、年額5万円を限度として助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の交付を受けようとする者は、自然環境保全活動団体助成金交付申請書（第24号様式）により申請しなければならない。

3 市長は、前項の助成金の申請について助成金の交付を決定したときは、自然環境保全活動団体助成金交付決定通知書（第25号様式）により申請者に通知するものとする。
（保存指定助成金）

第22条 市長は、保存指定をしたときは、条例第18条の規定により、所有者等に対し、別表第1及び第2に掲げるところにより予算の範囲内において保存指定助成金を交付することができる。

2 前項の助成金の交付を受けようとする者は、保存指定助成金交付申請書（第26号様式）により申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請について助成金の交付を決定したときは、保存指定助成金交付決定通知書（第27号様式）により申請者に通知するものとする。

（一部改正〔平成25年規則11号〕）

（その他）

第23条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、改正前の富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年3月18日規則第11号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月5日規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを調整して

使用することができる。

別表第1（第22条関係）

（一部改正〔平成25年規則11号〕）

対象	区分	助成額（年額）
保存樹		円
	1本	5,000
	同一敷地内において1本増すごとに	1,000
保存樹林	樹林の面積が1,000平方メートルまで	10,000
	500平方メートル増すごとに	1,000
保存湧水池	湧水池の面積が5平方メートルまで	5,000
	2平方メートル増すごとに	1,000

備考

- 1 保存樹林の面積に500平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、その助成限度額を1集団3万円とする。
- 2 保存湧水池の面積に2平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、その助成限度額を1か所1万円とする。

別表第2（第22条関係）

（追加〔平成25年規則11号〕）

対象	助成額
保存樹及び保存樹林の枯損防止及び保存のための管理費	管理費の2分の1以内 (限度額 500,000円)

備考 助成額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

第1号様式（第3条関係）

特定希少野生動植物捕獲等許可申請書

年 月 日

富士宮市長 宛

住 所
(所在地)
申請者 氏 名
(名称及び代表者氏名)
電話番号

富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例第8条第1項ただし書の規定により、
特定希少野生動植物の捕獲等の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

特定希少野生動植物を 捕 獲 等 す る 場 所		
捕 獲 等 の 目 的		
捕獲等をしようとする 特定希少野生動植物の 名 称 及 び 数 量		
捕 獲 等 を す る 方 法		
捕 獲 等 を 行 う 者 の 氏 名 及 び 住 所		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

備考 特定希少野生動植物を捕獲等する場所の位置を明らかにした地形図を添付してください。

第2号様式（第4条関係）

特定希少野生動植物捕獲等許可通知書

第
年 月 日

様
富士宮市長 図

年 月 日付けで申請のあった特定希少野生動植物の捕獲等については、
下記のとおり許可したので、富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例第8条第4
項の規定により通知します。

記

特定希少野生動植物を 捕獲等する場所		
捕獲等の目的		
捕獲等をしようとする 特定希少野生動植物の 名称及び数量		
捕獲等をする方法		
捕獲等を行う者の 氏名及び住所		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
許可の条件		

第3号様式（第4条関係）

特定希少野生動植物捕獲等不許可通知書

第 年 月 号
日

様

富士宮市長

年 月 日付けで申請のあった特定希少野生動植物の捕獲等については、下記のとおり不許可としたので、富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例第8条第4項の規定により通知します。

記

特定希少野生動植物を捕獲等する場所		
捕獲等の目的		
捕獲等をしようとする特定希少野生動植物の名称及び数量		
捕獲等をする方法		
捕獲等を行う者の氏名及び住所		
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
不許可の理由		

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

第 4 号様式（第 6 条関係）

自然環境保全地区行為許可申請書

年 月 日

富士宮市長 宛

住 所
(所在地)
申請者 氏 名
(名称及び代表者氏名)
電話番号

富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例第10条第 2 項の規定により、自然環境保全地区における行為の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

行為を行う自然環境保全地区の名称及び場所		
行 為 の 目 的		
土地の所有者又は管理者の氏名及び住所		
工事責任者の氏名及び住所		
下請負人が行為を実施する場合は当該下請負人の責任者の氏名及び住所		
行 為 の 内 容		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

備考

- 1 行為の内容は、別紙として、次に掲げる事項を記載してください。

- (1) 建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転する行為
工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ、関連行為の概要及び施行後の周辺の取扱い
 - (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質を変更する行為（次号に掲げるものを除く。）
土地の形状変更の原因となる行為、施行面積、工事の方法、変更後の土地の形状、関連行為及び変更後の取扱い
 - (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為
鉱物又は土石の種類、掘採又は採取方法の種別、掘採又は採取の量、掘採又は採取の設備、土地の形状を変更する箇所の面積、掘採又は採取後の土地の形状、関連行為の概要及び掘採又は採取後の跡地の取扱い
 - (4) 水面を埋め立て、又は干拓する行為
埋め立て又は干拓の面積、工事の方法、関連行為の概要及び埋め立て又は干拓後の取扱い
 - (5) 河川、湖沼又は池の水位又は水量に増減を及ぼす行為
水位又は水量の増減の及ぶ範囲、その時期及びその水量並びに設備
 - (6) 木竹の伐採をする行為
林況（林種、樹種、林齢若しくは森林全面積）、伐採樹種、伐採面積、伐採設備及び伐採跡地の取扱い
- 2 添付書類
- (1) 行為を行う場所の位置を明らかにした地形図
 - (2) 行為を行う場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び天然色写真
 - (3) 行為の規模、構造及び施行方法を明らかにした平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図
 - (4) 行為終了後における行為を行った場所及びその付近の地形及び植生の復元計画を明らかにした図面
 - (5) その他市長が指定する書類
- 3 氏名（法人の代表者の氏名を除く。）を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 5 号様式（第 7 条関係）

自然環境保全地区行為許可通知書

第 号
年 月 日

様

富士宮市長 国

年 月 日付けで申請のあった自然環境保全地区での行為については、
下記のとおり許可したので、富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例第10条第 5
項の規定により通知します。

記

行為を行う自然環境保全地区の名称及び場所		
行為の目的		
土地の所有者又は管理者の氏名及び住所		
工事責任者の氏名及び住所		
下請負人が行為を実施する場合は当該下請負人の責任者の氏名及び住所		
行為の内容		
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
許可の条件		

第 6 号様式（第 7 条関係）

自然環境保全地区行為不許可通知書

第 号
年 月 日

様

富士宮市長 国

年 月 日付けで申請のあった自然環境保全地区での行為については、
下記のとおり不許可としたので、富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例第10条
第 5 項の規定により通知します。

記

行為を行う自然環境保全地区の名称及び場所		
行 為 の 目 的		
土地の所有者又は管理者の氏名及び住所		
工 事 責 任 者 の 氏 名 及 び 住 所		
下請負人が行為を実施する場合は当該下請負人の責任者の氏名及び住所		
行 為 の 内 容		
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
不 許 可 の 理 由		

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

第 7 号様式（第 8 条関係）

自然環境保全地区内非常災害応急措置届出書

年 月 日

富士宮市長 宛

住 所
(所在地)
申請者 氏 名
(名称及び代表者氏名)
電 話 番 号

富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例第10条第 7 項の規定により、非常災害のため必要な応急措置をしたので、下記のとおり届け出ます。

記

行為を行った自然環境保全地区の 名称及び場所	
行 為 の 目 的	
行 為 の 内 容	
完 了 の 日 又 は 予 定 日	
備 考	

備考

- 1 行為の内容は、別紙として、次に掲げる事項を記載してください。
- (1) 建築物その他工作物を新築し、改築し、増築し、又は移転する行為
- 工作物の種類、敷地面積、規模、構造、主要材料、外部の仕上げ、関連行為の概要及び施行後の周辺の取扱い
- (2) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質を変更する行為（次号に掲げるものを除く。）

土地の形状変更の原因となる行為、施行面積、工事の方法、変更後の土地の形状、関連行為及び変更後の取扱い

(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為

鉱物又は土石の種類、掘採又は採取方法の種別、掘採又は採取の量、掘採又は採取の設備、土地の形状を変更する箇所の面積、掘採又は採取後の土地の形状、関連行為の概要及び掘採又は採取後の跡地の取扱い

(4) 水面を埋め立て、又は干拓する行為

埋め立て又は干拓の面積、工事の方法、関連行為の概要及び埋め立て又は干拓後の取扱い

(5) 河川、湖沼又は池の水位又は水量に増減を及ぼす行為

水位又は水量の増減の及ぶ範囲、その時期及びその水量並びに設備

(6) 木竹の伐採をする行為

林況（林種、樹種、林齢若しくは森林全面積）、伐採樹種、伐採面積、伐採設備及び伐採跡地の取扱い

2 添付書類

(1) 行為を行った場所の位置を明らかにした地形図

(2) 行為を行った場所及びその付近の状況を明らかにした概況図及び天然色写真

(3) その他市長が指定する書類

3 氏名（法人の代表者の氏名を除く。）を自署する場合は、押印を省略することができます。

第 8 号様式（第 9 条関係）

特定希少野生動植物捕獲等許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

富士宮市長 印

年 月 日付け 第 号で許可した特定希少野生動植物の捕獲等については、富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例第11条の規定により、下記のとおり当該許可を取り消したので通知します。

記

許可を取り消された者の氏名及び住所	
捕獲等の許可を取り消された特定希少野生動植物の名称	
許可取消処分理由	

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

第9号様式（第9条関係）

自然環境保全地区行為許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

富士宮市長 国

年 月 日付け 第 号で許可した自然環境保全地区の行為については、富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例第11条の規定により、下記のとおり当該許可を取り消したので通知します。

記

許可を取り消された者の氏名及び住所	
行為を許可した自然環境保全地区の名称及び場所	
許可取消処分理由	

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示を記載すること。

第10号様式（第10条関係）

特定希少野生動植物指定標識

特定希少野生動植物の名称	
指 定 番 号	
指 定 年 月 日	

第11号様式（第10条関係）

自然環境保全地区指定標識

自然環境保全地区の名称	
特定希少野生動植物の名称	
所在地	
指定番号	
面積（㎡）	
指定年月日	

第12号様式（第11条関係）

（表）

第 号
富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例 第13条第3項及び第14条第2項の規定による身分証明書
所属 氏名
写真
年 月 日発行
富士宮市長 団

（裏）

富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例（抜粋）
（報告、検査等）

第13条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第8条第1項ただし書又は第10条第1項の規定による許可を受けた者に対し、相当な期間を定め、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、当該行為に係る区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地及び建物に立ち入らせ、その者がした当該行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が自然環境に及ぼす影響について調査させることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

5 第8条第1項ただし書又は第10条第1項の規定による許可を受けた者は、第2項の規定による立入り、検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
（実地調査）

第14条 市長は、特定希少野生動植物又は自然環境保護地区の指定に関し必要があると認めるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入り又は調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は調査を拒み、又は妨げてはならない。

備考 用紙の大きさは、縦8センチメートル、横12センチメートルとする。

第13号様式（第12条関係）

自然環境保全活動団体承認申請書

年 月 日

富士宮市長 宛

団 体 名
申請者 代表者氏名
電 話 番 号

富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例第15条第2項の規定により、自然環境保全活動団体の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

団 体 名		
団体の事務所又は連絡先の所在地		
代 表 者	氏 名	
	住 所	
団 体 の 設 立 年 月 日		年 月 日
団 体 の 目 的		
承 認 番 号		
団 体 の 活 動 内 容		
主 な 活 動 拠 点		
会 員 数		
備 考		

備考 会則及び会員名簿並びに過去の活動実績を明らかにする書類を添付してください。

第14号様式（第12条関係）

自然環境保全活動団体承認通知書

第 年 月 日 号

様

富士宮市長 国

富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例第15条第1項の規定により、下記のとおり自然環境保全活動団体として承認したので通知します。

記

団 体 名		
団体の事務所又は連絡先の所在地		
代 表 者	氏 名	
	住 所	
団 体 の 承 認 期 間		
団 体 の 活 動 内 容		
主 な 活 動 拠 点		
備 考		

第15号様式（第14条関係）

保 存 指 定 同 意 書

年 月 日

富士宮市長 宛

住 所
(所在地)
申請者 氏 名
(名称及び代表者氏名)
電 話 番 号

富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例第16条第1項の規定により、下記の保存指定対象物を市が保存指定することに同意します。
なお、保存指定標識を市が設置することについても同意します。

記

所 在 地			
保存指定対象物		所有者	
		管理者	
状 態			
備 考			

第16号様式（第14条関係）

保 存 指 定 決 定 通 知 書

様
年 月 日

富士宮市長 印

下記のとおり、富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例第16条第4項の規定により保存指定の決定をしたので、通知します。

記

指 定 番 号	第 号		
保存指定年月日	年 月 日		
所 在 地	富士宮市		
保 存 指 定 物 件		所有者	
		管理者	
状 態			

第17号様式（第15条関係）

保 存 指 定 標 識

その1 保 存 樹（林）

樹 種	(科)
保存指定の概要	
保存指定番号	第 号
保存指定年月日	年 月 日
所 在 地	

富 士 宮 市

その2 保 存 湧 水 池

面 積	m ²
水 量	m ³ /日
保存指定番号	第 号
保存指定年月日	年 月 日
所 在 地	

富 士 宮 市

第18号様式（第16条関係）

保 存 指 定 調 書

保存指定 番号	保存指定 年月日	所 在 地	所有者の住所及び 氏名	形 態	保存指定解除 年月日	保存指定解除 の理由	備 考

第19号様式（第17条関係）

保 存 指 定 に 関 す る 届 出 書

年 月 日

富士宮市長 宛

住 所
(所在地)
申請者 氏 名
(名称及び代表者氏名)
電 話 番 号

富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例第16条第6項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

保 存 指 定 番 号	第 号
保存指定年月日	年 月 日
所 在 地	
保 存 指 定 物 件	
届 出 の 理 由	

第20号様式（第18条関係）

保 存 指 定 解 除 通 知 書

年 月 日

様

富士宮市長 印

下記のとおり、富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例第16条第9項の規定により保存指定を解除したので通知します。

記

保存指定番号	第 号
保存指定年月日	年 月 日
所 在 地	
保存指定物件	
解 除 の 理 由	

第21号様式（第19条関係）

地下水採取届出書

年 月 日

富士宮市長 宛

住 所
(所在地)
申請者 氏 名
(名称及び代表者氏名)
電 話 番 号

富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例第17条第1項の規定により、地下水を採取したいので、下記のとおり届け出ます。

記

地下水採取の理由		
地下水を使用する事業等 の所在地及び名称		
揚水設備の設置場所		
揚水設備等の構造	地表面からの深さ	m
	地表面からのストレーナーの位置	m～ m
	側管口径	mm
	揚程	m
	種類	
	製造会社名	
	能力	m ³ /分
	原動機出力	kw
	吐出口の口径及び断面積	mm ² cm ²
計画採取量及びその用途	採取期間	月～ 月
	最大採取量	m ³ /日
	平均採取量	m ³ /日
	平均採取時間	時から 時までの 時間
	用途及びその使用水量	用水 m ³ /日 用水 m ³ /日 合計 m ³ /日
工事着手予定年月日		年 月 日
使用開始予定年月日		年 月 日
備考		

地下水使用計画書

1 地下水の用途及び使用水量

使用区分	1日当たり使用水量 の算出根拠	地下水使用水量			
		1日当たり		1時間当たり	
		使用時間	平均使用 量	最大使用 量	平均使用 量
生活用水		時間	m ³	m ³	m ³
工業用水					
養魚用水					
農業用水					
建物用水					
その他用水					

2 併設水源及び既設井戸等の既設水源がある場合はその内容（使用水量、施設規模等）

第23号様式（第19条関係）

地下水採取変更届出書

年 月 日

富士宮市長 宛

住 所
(所在地)
申請者 氏 名
(名称及び代表者氏名)
電 話 番 号

富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例第17条第2項の規定により、届出内容を変更したいので、下記のとおり届け出ます。

記

届出内容を変更する 揚水設備の設置場所	
変 更 内 容	
変 更 理 由	
備 考	

第24号様式（第21条関係）

自然環境保全活動団体助成金交付申請書

富士宮市長宛

年 月 日

団 体 名
申請者 代表者氏名
電 話 番 号

富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例施行規則第21条第1項の規定による自然環境保全活動団体助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

団 体 名		
団体の事務所又は連絡先の所在地		
代 表 者	氏 名	
	住 所	
交 付 申 請 額		円
承 認 番 号		
承 認 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
団 体 の 活 動 内 容		
主 な 活 動 拠 点		
備 考		

第25号様式（第21条関係）

自然環境保全活動団体助成金交付決定通知書

年 月 日

様

富士宮市長 団

年 月 日付けで申請のあった富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例施行規則第21条第1項の規定による自然環境保全活動団体助成金について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

交 付 決 定 額	円
交付決定年月日	年 月 日
備 考	

第26号様式（第22条関係）

保 存 指 定 助 成 金 交 付 申 請 書

年 月 日

富士宮市長 宛

住 所
(所在地)
申請者 氏 名
(名称及び代表者氏名)
電 話 番 号

富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例施行規則第22条第1項の規定による保存指定助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

交 付 申 請 額	円
保 存 指 定 番 号	第 号
保 存 指 定 年 月 日	年 月 日
助 成 対 象 物 件	
所 在 地	
備 考	

第27号様式（第22条関係）

保存指定助成金交付決定通知書

年 月 日

様

富士宮市長 閣下

年 月 日付けで申請のあった富士宮市自然環境の保全及び育成に関する条例施行規則第22条第1項の規定による保存指定助成金について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

交 付 決 定 額	円
交付決定年月日	年 月 日
備 考	

第1号様式（第3条関係）

（一部改正〔令和3年規則6号〕）

第2号様式（第4条関係）

第3号様式（第4条関係）

第4号様式（第6条関係）

（一部改正〔令和3年規則6号〕）

第5号様式（第7条関係）

第6号様式（第7条関係）

第7号様式（第8条関係）

（一部改正〔令和3年規則6号〕）

第8号様式（第9条関係）

第9号様式（第9条関係）

第10号様式（第10条関係）

第11号様式（第10条関係）

第12号様式（第11条関係）

第13号様式（第12条関係）

（一部改正〔令和3年規則6号〕）

第14号様式（第12条関係）

第15号様式（第14条関係）

（一部改正〔令和3年規則6号〕）

第16号様式（第14条関係）

第17号様式（第15条関係）

第18号様式（第16条関係）

第19号様式（第17条関係）

（一部改正〔令和3年規則6号〕）

第20号様式（第18条関係）

第21号様式（第19条関係）

（一部改正〔令和3年規則6号〕）

第22号様式（第19条関係）

第23号様式（第19条関係）

（一部改正〔令和3年規則6号〕）

第24号様式（第21条関係）

（一部改正〔令和3年規則6号〕）

第25号様式（第21条関係）

第26号様式（第22条関係）

（一部改正〔令和3年規則6号〕）

第27号様式（第22条関係）